

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

ゴルフ会員権の負担付贈与

Q：相続対策として子供に贈与をしたいのですが、有効な贈与方法を教えてください。

A：時価よりも低く評価されるものを負担付きで贈与する方法はいかがでしょうか。

贈与では、贈与財産の価額を相続税評価額によって評価します。

その贈与が負担付きの場合には、贈与財産から負担部分を控除した残額の金額が課税の対象となります。

ゴルフ会員権で取引相場のあるものの相続税評価額は、課税時期における通常取引額の70%相当額となっています。

例えば、通常取引価額5,000万円の会員権を3,500万円の借入金の負担付きで贈与したケースでは、贈与税の課税価格は5,000万円×70%－3,500万円＝0となり、贈与税の課税はないことになります。

この場合、受贈者が履行できないような債務の負担は避けましょう。また、会員権を購入してすぐに負担付贈与を行うと、会員権そのものの贈与があったと認定される場合があるので注意が必要です。

負担付贈与は、贈与者がその負担額（債務金額）で会員権を譲渡したこととして取り扱われます。譲渡損が出た場合、債務金額が時価の1/2以上であれば損益通算ができます。

受贈者は結局、時価の70%で会員権を買ったことと同じになり、その後売却すれば30%の現金が贈与税の課税なしで手にすることができます。なお、売却時は譲渡所得となり、課税の対象となります。

